平成１９年（フ）第２２５４８号
東京都町田市金森1789―４―101、開始決定時の住所東京都町田市金森1793―769
破産者　新戸　美幸
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８４３号
東京都新宿区矢来町94―102、住民票上の住所埼玉県富士見市貝塚１丁目31―９
破産者　木村　弘之
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９３８号
東京都渋谷区代々木２丁目９番２号
破産者　イー・エル・エス・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９０号
東京都八王子市片倉町1750番地第３シルクロードハイツ105号
破産者　三河　芳明
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６１２号
東京都八王子市西寺方町563番地181
破産者　原　　敬
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９０８号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1322番地１
破産者　株式会社林運輸
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３９号
横浜市旭区二俣川１丁目45番地44
破産者　有限会社モアプランニング
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２１号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目１番２号
破産者　株式会社ゼット
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
富山市芝園町２丁目１番10号
破産者　有限会社シンエイ
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第５６６号
東京都八王子市千人町１丁目１番８号ライオンズプラザ西八王子第２　309号、開始決定時の住所長野市稲里町中氷鉋888番地28
破産者　大久保正信
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第５６７号
長野市大字高田217番地１
破産者　大久保良彦
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
京都府京丹後市網野町浅茂川1982番地の５
破産者　橋本　　巧
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３５８４号
大阪府東大阪市加納３丁目12番13号
破産者　株式会社スガ
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０９号
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番17号
破産者　株式会社テクノソフトシステムニクス
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５号
大阪市浪速区桜川３丁目４番18号
破産者　株式会社ミツメ
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４３号
大阪府枚方市走谷２丁目11番13号　サンファーストウエダ101号室　福本方、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市美井元町４番18―301号
破産者　株式会社ＳＥＲＶＥ
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１５号
大阪市中央区瓦町３丁目４番７号、商業登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデイル・プロフェッショナル・センター113番
破産者　株式会社プレナイトステージ
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３７号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―1505号
破産者　有限会社ダイヤモンドプロジェクト
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０５号
大阪府枚方市東香里２丁目４番８号
破産者　有限会社ワイエスシステム
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８号
大阪府吹田市山田西１丁目36番１―405号
破産者　ネクストプラン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１５８号
島根県大田市鳥井町鳥井６番地３、商業登記簿上の本店所在地島根県出雲市知井宮町223番地５
破産者　有限会社マルイチ水産
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部